戦後日本資本主義と

林業・山村問題の展開構造

奥地正

一 戦後林業・山村問題の基点

の零細所有者であり(面積比は三〇%)、そのほとんどが農民であり、また山村労働者である。 にすぎない大山林所有者が総面積の二三%を占めている。他方、二五七万林家の九〇%までは五へクタール未満 以上の大山林所有「林家」は約三二○○戸(うち五○○ヘクタール以上の巨大山林所有は二七二家族)、同じく |○○ ヘクタール以上の会社は約六○○社(うち五○○ヘクタール以上は紙・パルプなど二一二社)、 これら総数の○・一% (総数約二五七万戸)および会社(同一万一四○○社)についてみると(七○年センサス)、経営規模一○○ヘクタール (三二%)、 公有二六○万(一○%)、 私有一四六○万(五八%)各へクタール。 このうち私有林の大宗をなす林家 ての耕地は山村地帯ではことに少なく、 林地もまた 零細である。 いま林野面積の内訳をみると、 国有八一〇万 しているが、その所有の現状は国公有・私的大山林所有者に総面積の過半が集中しており、農民的土地所有とし わが国の林野は総面積二五三〇万ヘクタール、国土面積の六八%を占め、都市および農村の広大な後背地をな

一三九 (六九五)

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造(奥地)

所有の重要な支柱的位置を占め、農民に対する経済外強制の物質的基礎をなし」てきた。(1) 和戦前期まで国家的土地所有 ものであるが、 このような林野所有の骨格は、 明治後期以降は台湾・樺太・朝鮮を含めて国家的土地所有が大きな比重を形成し、 (国有林・御料林・公有林)・地主的土地所有・農民的土地所有として形成されてきた いうまでもなく明治初期の「日本型エンクロジュアー」を歴史的起点として昭 「地主的土地

所有制度が入りまじり、資本主義経済の発展とともに地主経営的な形態が次第に数を増す」形で展開してきたが、(~) 野所有は民有林における薪炭生産をめぐる薪炭原木の授受=地主・小作関係として展開した。 この二形態のうち地主経営は国有林経営および一部の大山林地主における用材林経営として、 林野における半封建制は、 耕地のそれとは異なって「寄生地主形態のそれと地主経営的な形態の半封建的土地 また寄生地主的林

野の地元利用制度を恩恵的に設け、他方では農民に国有林の保護義務・造林事業への出役義務を賦課し、そのた 慣行を排除してきたが、しかし一方では農民の抵抗を鎮撫すべく薪炭材の慣行特売・委託林・部分林など国有林 的生産を展開しつつ、 庄屋制度・杣頭制度などの組頭制度が形成された。こうして戦前期の国有林業は、 画期として形成され、 木需要の基幹部分を担ってきた。また私有林大山林地主にあっては、耕地における寄生地主制と結びつきつつ、 有林の経営を展開した。これとともに官行斫伐事業では幕藩期以来の封建的労働組織を再編しつつ功程頭制度 めの地元部落組織として愛林団・薪炭生産組合・森林労働組合などの部落組合を組織させ、 国有林における地主経営は、国家的土地所有の確立を基盤とし、 第一次大戦期を通じて確立された。国有林はすでに土地官民有区分の直後から農民の入会 内地では軍需用材をはじめとする産業用構造材・長大材の産出を中心に日本帝国主義の原 いわゆる特別経営事業の開始(一八九九年)を 植民地ではパルプ原木の略奪 これを基盤として国

よって用材林経営を展開し、主として一般建築用短小材の産出を担ってきた。 焼畑・採草・放牧・薪炭など林野利用をめぐる地主・小作関係を基盤として賦役的労働を調達・組織し、これに

物は、繊維と軽工業を基軸とする当時の産業構造にとって構造材としての鉄と、エネルギー源としての石炭の各 の一部は窯業・醸造業・繊維工業・金属工業・化学工業などの産業用燃料として使用され、こうして「主要林産 はいうまでもないが、しかし用材の一部は鉱山用坑木・鉄道用枕木・電柱・船舶・橋梁・包装函などに、薪炭材 重を占めていた。このうち用材については一般建築用が、薪炭材については家庭燃料用が各々大宗をなしたこと の国有林・民有林を合わせた伐採材積は五七七〇万立米、うち用材三二%、 戦前期の林業は、用材生産がその比重を高めつつあったとはいえ、 薪炭材六八%)、民有林においては圧倒的 なお薪炭材生産が支配的であり(一九三五年

を補充するものとして……重要な位置を占めていた」。

共同体的規制や林業労働への出役義務などを山林地主から課されており、その性格は寄生地主制下の「隷農的自 るが、もとよりそれは独立自営農民ではありえない。それが原木資金などを問屋から前借りし、 「仕出し製炭」(=問屋制自営製炭)が展開した。こうして事業製炭が分解し、自営製炭農民が広範に形成されてく を用いて行なら大型事業製炭が台頭したが、第一次大戦後の戦後恐慌を契機として養蚕にかわる商品生産として く発展した。 って償還する場合に前期的収奪を受けることは勿論であるが、原木の購入 (=地代の支払) においてもさまざまの 木炭生産が全国山村に拡大し、 幕藩期にすでに商品化していた木炭の生産は、 その生産構造は、明治後期には東北地方を中心に主として商人資本が焼子(=「債務奴隷的生産者」) 事業製炭にかわって木炭生産農民を基盤とし、これに高利貸的に寄生する形態の 明治初期から昭和戦前期まで日本資本主義の発展とともに大き 木炭の納入によ

四一(六九七)

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造

(奥地

立命館経済学(第二十二巻・第五・六合併号)

営製炭者」といわれるものであった。(4)

II 寄生地主的所有・生産構造を基盤として、総じて造林・用材生産化の方向を指向しつつ展開した。 戦前期の林業は以上のように、 国有林=地主経営による造林・用材生産を基軸とし、 民有林における薪炭生産

民有林に対しては新森林法 (五一年) によって全森林を対象とする森林計画を編成し、山林地主に対しては造林義 放棄によって森林資源の荒廃はその極に瀕していた。 こうして戦後林政は、 を一挙に圧縮したが、 喪失(戦前期の四六〇〇万ヘクタール余の林野面積は国有林を中心にその四六%を失った)は、 務と伐採制限を課するとともに森林組合を通じて強力な造林助成策をとり、 海道国有林の統合)と国有林野事業特別会計制度の創設(一九四七年)によって国有林経営再建の軌道をしく一方、 第二次大戦の敗戦による日本帝国主義の崩壊は、林業・山村にも激甚な変化をもたらした。まず植民地林業の 敗戦後は 建築材・炭鉱用坑木など 復興材需要が激増する一方、 山林地主の経済的利益を擁護しつつ 林政統一 (旧内地国有林・御料林・北 戦時期の大量伐採と造林 日本資本主義の原木基盤

金の中間搾取・遅欠配、食料・衣類など物資不足の中で戦前来の組頭制度に反対して伐出労働者を中心に労働組 せたが、これは労働運動の解放などと相まって戦後山村社会の民主化を大きく前進させた。まず国有林では、賃 影響をおよぼした。 直用制度を主内容とする雇用諸関係の一定の「近代化」が達成された。また造林部面でも、 合の組織化がすすみ、 このような中で四○年代後半に実施された農地改革をはじめとする経済民主化政策は、 農地改革は林野所有と結びついた耕地の寄生地主制を基本的に解体させ、林野所有を震撼さ 五五年までに全林野労働組合の結成を基盤として、 組頭制度にかわって班長制度と直営 林業・山村にも激甚な 国有林野の利用と出

森林資源の復旧策を推進した。

されていった。こうした林野利用と労働諸条件の「近代化」は、 役条件の改善・民主化の要求が広範に高まり、国有林野法の改正(五一年)を契機として『恩恵と義務』 基軸とする各種地元施設制度と部落組合は 「土地利用の高度化」と「地元生活の福祉」 民有林の伐出と造林さらに薪炭生産部面におい(5) を目途として「近代化 の関係を

ても多かれ少なかれ前進したといってよい。

民的林野利用の後退を示すものに他ならなかった。 作農を中心に農民的造林が進展したが、 生産そのものの解体によってはじめて与えられるのである。 されぬままに五五年以降の「高度成長」期に入るのであり、 半封建的諸関係についても少なくとも民有林の薪炭生産および国有林の造林部面に関するかぎり、 なかったことである。このことは山村における民主化を平坦農村に比してはるかに不徹底なものとし、 重要なことは農地改革が耕地の解放にとどまり、 しかし他方、 昭和戦前期に比して縮小した薪炭生産はとりもなおさず農 この間たしかに、農地改革後一定の高揚を示した自 それら諸関係の終焉は「高度成長」下における薪炭 一部の牧野・未墾地を除いて林野所有には手をふれ 基本的に解体 戦前 来の

所有の封殺の上に、 る が一層激化する中で、植民地林業を失った紙・パルプ産業をはじめとして「全国的な規模において独占資本によ (林野の)集中が行われ」はじめており、こうして戦後高度蓄積期の林業・山村は、(G) こうして林業・山村は「高度成長」期の起点に立つが、 「近代化」をすすめられてきた林野所有の基本構造は、 独占資本の支配的ヘゲモニーによって再編されていくのである。 明治以降「日本型エンクロジュアー」によって上から 戦後においても変革されず、 戦前期と同様、 「日本農民の土地飢饉 農民的土地

(1) 山崎慎吾『日本林業論』三頁

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造

一四三(六九九)

立命館経済学(第二十二巻・第五・六合併号)

3

- 2 小川誠「日本資本主義と林業」(『農林統計調査』一九七〇年一二月号)七頁。 井上晴丸「農地改革と民主主義革命の形態」(山田盛太郎編『変革期における地代範疇』所収)二六六頁。
- 4 木炭生産の展開については、赤羽武『山村経済の解体と再編―木炭生産の構造とその展開過程から―』を参照。
- 5 近藤康男「林野的土地所有と日本農業」(『経済評論』一九五六年一〇月号)一二頁。なお、後者の土地集中につい 戦後、民有林における労働諸関係の「近代化」については、山岡亮一・山崎武雄編『林業労働の研究』を参照。
- 6 ては、潮見俊隆編『日本林業と山村社会』二二一頁以下をも参照。

「高度成長」下における国有林経営の「合理化」

として「高度成長」期をむかえるが、この「投資が投資を呼ぶ」資本蓄積過程は原材料の一環である木材需要を 対米従属下、独占資本の復活を基軸として復興した日本資本主義は、五〇年代中葉から民間設備投資を起動力

激増させた。戦後の用材需要量は、復興材需要を中心にすでに五一年に敗戦前のピークをこえるが、高度蓄積期 に入って需要量は建築材・紙パルプ原木を中心に五五年の四五○○万立米から六○年の五七○○万立米、七○年

の一億三〇〇万立米へと激増の一途をたどった。 戦後の林業・山村は何よりもまず、この激増する木材需要のための原木供給基盤として再編成されるが、第二

次大戦によって植民地林業を失った独占資本は、その成長に必要な木材供給基盤をさしあたり国内既存の森林資

源に求める他なく、 経団連「新林業政策に関する意見」(五八年)に象徴される独占資本自体の強い要請と大山林

地主擁護の体制の下で、まず国有林の増伐に着手した。

昭和二〇年代の国有林経営は、戦時期「軍事的掠奪伐採」 の後、 四〇年代後半を通じて木材価格統制と新たな

位の体制整備を受けた後、五七年の「国有林生産力増強計画」とそれにつづく国有林野経営規程の改正を皮切り けられて財政の相対的安定を達成していた。「高度成長」期の国有林経営は、こうして五○年代前半まで独占本 独立採算制の下で独占資本の復興材需要を担い、森林資源の保続と特別会計収支の矛盾の間で慢性的な財政危機 . おち入っていたが、朝鮮戦争を契機とするアメリカの対日援助見返資金の投入と統制解除後の材価 史上未曽有の大増産体制と「経営合理化運動」を強力に展開する。 の高騰に助

して国有林の現実成長量の二倍近い大増伐が強行されたのである。 さまじく進展した。この方向は「国民所得倍増計画」下の「木材増産計画」(六一年)によって一段と強化され、 用材年伐量は五五年の一一○○万立米から六○年の一五○○万立米、 施によって年間伐採量は飛躍的に増大し、集材機・チェンソーを基軸とする生産過程の機械化・「合理化」はす とする小面積施業の放棄と生産の「合理化」)を主内容として"森林生産力の倍増"を目標とするものであり、この実 待成長量」の増大、およびそれにもとづく標準伐採量の増大 (つまり従来の森林保続原則の放棄による増伐)、口新た な「経営計画区」による経営規模の拡大と大面積一斉皆伐=単純一斉造林の採用 (つまり従来の択伐=天然更新を主 高度蓄積下の新たな増伐=「合理化」計画は、臼奥地天然林の開発と拡大造林・短伐期施業の採用による「期 六五年の二一○○万立米へと倍増し、こう

全伐採量に 占める 立木処分量の比率は、 紙・パルプ独占資本をはじめとする木材関連大資本の国有林経営への吸着、 [有林経営の増伐・「合理化」の体制は、大きな問題をはらみ、 木材の増伐は国有林の直営生産事業によってではなく、 もっぱら立木販売の形態で 展開されたが 六四年には 七割にたっした)、紙・パルプ独占資本はこの立木販売市場の基幹 激しい矛盾を生みだしつつ展開した。第一に 国有林経営からの収奪が格段に強 (国有林

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造(奥地)

特売処分は昭和三三年の三五%から四○年の五○%と増大して」おり、国有林材の需給・販路・価格は事実上、(∞) とに北海道においては「立木処分のうち、指名、随契による特売処分は八、九割に及ぶが、このうちパルプ材の 部分を制覇し、 随意契約と指名競争入札による"特権的安売り"の体制化を基軸として木材市場を再編した。こ

紙・パルプ各社の協定によって動かされている。紙・パルプ独占資本によるこのような市場の再編過程は、とり もなおさず木材関連中小企業が整理・再編される過程であり、またパルプ原木基盤の広葉樹材への拡大によって

薪炭生産農民が国有林野利用から放逐される過程であった。

的収奪はさきにみた紙・パルプ独占資本による収奪とともに国有林の増伐を一層促進するものであり、また六○ を推進する」ものに他ならない。五九年から七〇年までの「林政協力費」は総額五八〇億円余、(9) 本主義的「合理化」を意味するとともに、 治山事業などに用いることになったことは、 る」こととされ、以後「林政協力費」として利益余剰金の二分の一を一般会計繰入・森林開発公団等への出資・ 林はさらに経営の改善につとめるとともにその資金と組織を活用し、民有林の生産力増強に対し積極的に寄与す きない。五八年「生産力増強計画」実施の年、第三八国会における分収造林特別措置法の付帯決議として「国有 第二に国家独占資本主義の財政「合理化」による国有林野事業特別会計からの財政的収奪も無視することがで 「国有林の掠奪のうえにたって民有林行政、つまり山林地主保護政策 本来一般会計で 負担すべき費用を この会計に転嫁する 国家独占資 このような財政

年代後半以降の国有林の「財政危機」の重大な要因をなしている。

第三に国有林の増伐・「合理化」は、右のような収奪・掠奪とうらはらに広範な自然の荒廃と環境破壊をもた 成長量の二倍におよぶ未曽有の過伐と造林の伸び悩みは必然的に森林資源の荒廃をもたらしたが、この

らした。

の自然環境汚染等々、総じて自然と国土の荒廃を促進した。このような自然破壊が六○年代後半に入って、広範 展開と相まって自然破壊 ことは"安上り林道』の開設を基盤とする大面積一斉皆伐・除草剤散布・"手ぬき造林』など「合理化」施業の (奥秩父・日光・屋久島など)・森林生態の破壊・山地水害 (羽越水害など)・ 水質汚染など

第四に国有林の増伐・「合理化」は、 生産過程では労働者・農民に対する徹底的な搾取の強化と人員整理

な国民の告発を受けたことはすでに周知のところである。

程として進行した。 「高度成長」期の国有林経営は、第二次大戦期における戦時労務体制下の一定の「近代化」 一の過

代化」 って国有林材生産の圧倒的部分を民間在来のより遅れた、 代化」を基礎として始動した。 しかし、まず重要なことは、 を前史とし、 このかぎり「高度成長」期の国有林経営は国家独占資本主義的寄生性を大きく強めたものといわねばならな (組頭制度の解体と班長制度、 戦後五五年までの労働者による下からの民主化運動と上からの「近代化」による労使諸関係の「近 直営・直用制度の創設)を基礎として、そのかぎり戦前期地主経営の一 より劣悪な 労働諸関係・諸条件に 依存したことであ 増産体制の展開は 立木処分を激増させ、 定の それによ

推進され、こうして労働 礎とする生産過程の機械化・省力化・システム化として、生産の様相を一変させつつ急激に展開された。 目標管理など管理組織が「合理化」され、班長制度の再編と研修制度など労務管理の強化、 、エンソー・ 直営事業における「合理化」 大型集材機の導入など、育林過程では刈払機・除草剤の導入など、大面積一斉皆伐=一斉造林を基 「生産性」を急速に上昇させつつ、労働の強度をいちじるしく高め、 は、 林道開設を基盤とし、 常用・定期作業員を基幹労働力として、伐出過程では 功程管理の厳密化が 出来高賃金制下で 同時に

四七(七〇三)

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造(奥地)

進しつつ、作業員の圧倒的部分を占める大量の労働者・農民を整理し、造林作業請負や各種の山村日雇への転落 れている。 せて、六○年の延二三○○万人余から七○年の一○○○万人余へと、月雇・日雇作業員を中心に約六割が整理 つ、労働者の配置転換と大量の人員整理が強行された。国有林野事業に従事する作業員は伐出・育林両部面合わ 低賃金水準を固定化し、 定期作業員は二五%であり、 と都市への出稼ぎ・離村を促進した。七一年の国有林野事業作業員総数七万七千人余、うち常用作業員二一%、 直営事業の「合理化」は、このような形で雇用の「通年化・安定化」など労使関係の「近代化」を推 「振動障害」(白ろり病)・動力運転災害などを激発させ、 現在なお作業員の過半数は臨時作業員である。 森林と自然を広範に破壊しつ

あり、 通じて再組織しつつ展開した。現在、造林事業の請負化は総事業量の五○~六○%にのぼっているが、ここでは 産の崩壊によって新たに析出されてくる農民の労働力とを、主として部落組合の作業請負組織としての再編成を 六○年以降本格化した造林事業の請負化は、さきにみた直営事業から排出された地元農民・山村労働者と薪炭生 代後半からの薪炭生産の全面的崩壊の過程で薪炭生産組織=半封建的国有林野利用組織としては解体していくが、 化が困難な造林事業の請負化として展開した。戦前来の部落組合は、戦後における一定の「近代化」の後、五〇年 い部落諸関係と最低の賃金水準、社会保障の欠除を基盤として農民の裸の労働力の長時間労働が未だ支配的で 国有林経営の「合理化」は、他方では、 作業請負代金の徹底的な節減による"手ぬき施業"が一般化し、ここでも森林の荒廃が目立たない形で進 旧来の部落組合など低賃金基盤の新たな再編成をともないつつ、 機械

行している。 「高度成長」下の国有林経営は、こうして紙・パルプをはじめとする独占資本のために低材価による原木の大

労働者・農民の大量の人員整理と新たな低賃金基盤の再編、 前来の地主経営の資本主義化を達成した。しかし、この過程は薪炭生産の崩壊にともなう部落組合の解体と再編 本主義的寄生性を大きく強めた過程に他ならない。 圧迫し、 働者を窮乏化させ、 量供給を行ない、大山林地主を擁護しつつ、他面では労働強化・低賃金・労働災害・配置転換・人員整理など労 - の依存の増大を広範にともないつつ推進されたものであり、国家独占資本主義的林野経営のまさに国家独占資 森林資源を広範に荒廃させつつ展開した。国有林経営は、この過程を通じてほぼ六○年代中葉までに戦 国有林野利用から農民を締め出し、 新たな低賃金基盤として再編し、中小木材業者の経営を 立木処分の増大による民間のより遅れた労働諸関係

しろ、 が独占資本の新たな方針として諸施策の大きな底流となっている。しかし、そのような方向はどのような形態に るのみである。 制度の下で 運営されている 国有林野事業経営は、 六〇年代中葉以降「財政危機」に直面し、 「国有林野事業の役割りと経営のあり方に関する答申」(六五年)以降、 林野庁を頂点とし、全国一四営林局、三五〇営林署、定員内職員約三万九千人、作業員七万七千人、 新たな経営「合理化」を必然化し、右にみたような諸矛盾を一層拡大し、新たな「危機」を一層激化させ 経営部門の「公社」化、さらには民営化 中央森林審議会の 特別会計

- 7 収)二六八頁の付図を参照 鷲尾良司 「国有林野論--戦後国有林野経営の展開過程――」 (塩谷勉・黒田迪夫編『林業の展開と山村経
- 8 有永明人・石井寛「国有林経営をめぐる二つの道」(『農林統計調査』一九七○年一二月号)二二頁。
- 9 森巌夫「戦後における国有林野経営の展開構造」(斉藤晴造・菅野俊作編著『資本主義の農業問題』所収) 二五七

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造(奥地)

 $\widehat{10}$

拙稿「林業労働の現段階」(『林業経済』一九七一年七月号)を参照。

|| 「高度成長」下における民有林業の解体と再編

産の崩壊であり、第二段階は六○年代初頭以降のわが国木材供給基盤の外材への依存政策による用材林業の衰退 集積・集中を行なったが、この過程はとりもなおさず農・漁業および林業が、わけても民有林業が広範に停滞し、 であり、こうして林業・山村は大きく衰退していく。六○年代中葉にはじまる「高度成長」政策の一環としての 解体する過程であった。この民有林業の停滞・解体の第一段階は五○年代中葉以降の∵燃料革命≒による薪炭生 して新たな生産組織としての森林組合が登場し、これを基軸として民有林業の再編が推進されていく。 「基本法」林政は、このような林業・山村に対する国家独占資本主義的再編成であり、 戦後日本資本主義の高度蓄積は五○年代中葉以降、 重化学工業を基軸として太平洋ベルト地帯を中心に生産の 個別経営の衰退を基盤と

(1) 薪炭生産の崩壊と外材体制への移行による国内林業の衰退

炭生産の販路を奪われていく。加えて戦後大きく発展してきた紙・パルプ産業は技術革新によってパルプ原木の 材需要の大宗であった家庭用燃料においても"燃料革命"をおしすすめ、山村農民は最大の現金収入源である薪 って石炭産業をスクラップ化したが、同時にそれは林業・山村においては戦前来の農民的薪炭生産を急激に解体 対米従属下の「高度成長」は、その原燃料の石油への急激な転換を基礎として展開し、その 五〇年代中葉以降、 プロパンガス・灯油などをはじめとする新たな熱エネルギー源の出現と普及は薪炭 "燃料革命" によ

針葉樹から広葉樹への転換を開始しており、さらに拡大造林の進展による里山薪炭林の人工林化も加 わって、

民的薪炭生産は販路と原木基盤の双方から狭撃されてほぼ五五年を境として大きく崩壊する。 戦前

せ」たが、この過程は何よりもまず農民が旧来の林野利用から切り離される過程に他ならなかった。いま国有林(ロ) 費地の大都 りこむ流通経路に転化し、 期の林業なかんずく民有林業の大宗をなした薪炭生産はこうして崩壊し、 市へとつながっていた木炭の流通経路は、 山村の 零細な生産者を 零落せしめながら、 今度は逆に、 大都市の独占資本の燃料を農山村市場におく 彼らを 独占資本の商品の消費者に転化さ 「従来生産地である山村から消

万立米(六八%)から戦後五一年には三二○○万立米(四一%)へと用材生産の進展によってその比重を減じている 民有林を合わせた薪炭林の伐採材積とその総伐採材積に占める比重の推移をみると、 その後は六〇年の一七〇〇万立米(二三%)、 六五年の一〇〇〇万立米(二三%)へと 絶対的にも 相対的にも 戦前期三五年の三九〇〇

前来の林野利用 来の寄生地主制下の「隷農的自営製炭者」の全面的解体過程であるが、これはとりもなおさず薪炭生産農民の戦 激減している。この過程は、 からの放逐過程に他ならず、こうして彼らは土建日雇 国有林の半封建的土地利用組織としての部落組合の解体過程であるとともに、 ・林業日雇・都市土建業への出稼へと分解 戦前

地利用 していく。半封建的生産構造の解体は、農業にあっては農地改革後の農業生産力の一定の発展を含めて農民的 の前進をもたらしたが、 林業にあってはそれはそのまま農民的土地利用の絶対的後退であり、 山村農民の

薪炭生産の崩壊は、 こうして山村農民の労働力流動化の最初の動因となるが、六○年代に入るとさらに山村農 を一層激化させつつ農民的存立そのものを解体させたのである。

民の零細農業が商品化の波に洗われ、

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造

(奥地)

構造的な

「土地飢饉」

五.

貿易自由化によるアメリカ余剰農産物の輸入増大とも関連して麦・豆など

そのほとんどが農民であり、また農・山村労働者であるが、この農民層の労働力の流動化と都市への流出、 商品畑作物が衰退させられ、 の「過疎化」がその後大きく進行する。 民の労働力は一層流動化する。六○年の林家数は約二七一万戸、その九一%は林地規模五ヘクタール未満であり、 いも・雑穀など自給的畑作物も駆逐されて、山村農民の経営は解体の度を深め、

ともなっていたが、この政策は林業・山村にかかわっては、何よりもまず外材輸入政策として展開された。(ご) の「基本対策」が農地改革後一○年を経て米の自給体制がほぼ確立したとして、食糧増産政策からの転換を志向 る都市への人口集中と独占への労働力集中、臼中小企業・農林漁業など非独占部門の「構造改善」=構造政策を 太平洋ベルト地帯へのコンビナート建設と全国的規模での港湾・自動車道路網の整備、口労働力流動化政策によ したのに対して、林業では五○年代を通じてのパルプ用材をはじめとする木材需要の激増と材価の高騰は六○年 たな産業体制の整備を目標とし、つぎのような諸政策、⊖鉄鋼・自動車・石油化学など重化学工業を中心とする 「国民所得倍増計画」にはじまる「高度成長」政策は、経済の重化学工業化と独占強化さらに軍事化をめざす新 林業・山村の解体は、 六○年代初頭以降の外材輸入にともなり 用材林業の衰退によって 一段と 促進ざれた。

依存政策に二元化し、政府は「港湾整備緊急措置法」(六一年)にもとづく大規模な公共投資によって港湾・臨海 丸紅飯田・三井物産・三菱商事など 大手総合商社による 輸入競争は 激烈をきわめ、 木材工業団地・木材流通団地を開発整備しつつ、 こうして「木材価格安定緊急対策」(六一年)を契機として独占資本の木材政策は、国内の木材増産政策と外材 商社による外材の大量輸入を促進した。 アメリカ・インドネシアか 以来十年、 日商岩井

代初頭に一極点にたっしていた。

その輸入量は世界の丸太輸入総量の半ば近くにたっしている。この過程で大手総合商社は、 外材輸入額は石油についで第二位を占め、木材の輸入依存度は六○年の一一%から七○年の五四%へと著増し、 の再編と価格支配をすすめる一方、最近では紙・パルプ資本とともに東南アジアを中心に"開発輸入』をおしす ぼる臨海木材工業団地、木材流通団地の造成を基盤として製材工場・合板工場・木材業者を系列化し、 らの輸入を中心に輸入量は六○年の七七○万立米から七○年の五六八○万立米へと七倍以上に激増した。 国内的には六○にの 国内市場

すめている

さらに間伐や保育の放棄がすすみ、ことに六〇年代後半以降農・漁業と異なって林業では生産水準の絶対的減退 団・公社造林の拡大にもかかわらず六○年の三二万ヘクタールから七○年の二七万ヘクタールへと一五%減少し、 民有林の伐採材積が六○年の五五○○万立米から七○年の四五○○万立米へと二○%減少し、人工造林面積も公 おける 国産材専門の零細素材業者 (大部分は農民の兼業)・零細製材工場の半数近くを 没落させた。 合商社による臨海工業地帯における製材工場の系列化を基軸とする木材市場の再編と流通支配は、 六○年代を通じて急展開する原木基盤の外材への依存政策は、当然、国内林業に激甚な打撃を与えた。 それとともに 内陸部山村に まず総

下七〇年からの稲作滅反はこの傾向をさらに促進している。 労働力は都市に流出し、 年の二四五万戸から七○年の二二七万戸(総林家数の八九%)へと七%減少した。この層は五○年代後半から若年 この中で山村農民および林家の経営は大きく分解した。まず林地規模五へクタール未満の零細林家層は、 世帯主は土木・林業・都市建設業への出稼などへと流動化を深めてきたが、「総合農政 林地規模五~二○ヘクタールの小規模林家層は六○

が大きく進行した。

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造(奥地)

五三

(七〇九)

立命館経済学(第二十二巻・第五・六合併号)

林所有者・中規模山林所有者を除いて、林家の九八%までがその経営と生活を不安定化し、その労働力はさらに 的に転落し、分解基軸はいまや二○~五○ヘクタールの中規模林家層へと上昇した。こうして、ごく小数の大山 (六○年)でも「家族経営的林業」の担い手としてその育成が提唱されたが、六○年代を通じてその地位から決定 る。この層は、 〜七○年に一二%増加して現在二四万戸(総林家数の一○%)であるが、この層も広範に分解し賃労働者化してい 五〇年代を通じて戦後人工造林発展の中核的担い手として前進し、「林業の基本問題と基本対策

の悪化、 路線の休廃止、老人世帯の増大とその受救貧民化、 総じて「過疎」化し(「山村」(山村振興法にいう山村で、一三六三新市町村に含まれる)の人口は六○年の八三五万人から 七〇年の六五六万人へと二一%減少している)、林業・農業経営の分解のみならず、「農地の荒廃・学校統廃合、バス 「高度成長」政策下六〇年代の山村は、こうして東日本では主として出稼の形で、西日本では挙家離村 など数えきれぬほどの問題」と貧困を蓄積しつつ大きく変貌した。(w) 医療・保健機関の機能低下 (医師不足など)、 地方自治体財政 の形で

流動化している。

(2) 基本法林政の展開と林業構造の再編

依存政策であったが、 「高度成長」 下の木材・林業政策は、 第三には 六四年以降の民有林を包括した「基本法」林政の実施を その内容として 展開し まず第一に国有林の木材増産・「合理化」政策であり、第二に外材への

これら「高度成長」下の木材・林業政策のねらいとするところは、六〇年代後半以降の「基本法」段階にそく

その直接的な目標を主として「林業構造の改善」においていた。 業基本法」はこれを民有林を基盤としてわが国林業の全構造を包括するものとして展開しようとするものであり、 急対策」(六一年)を契機として低材価・大量供給の体制 していた。すでに国有林においては「生産力増強計画」(五七年)を皮切りに、外材については「木材価格安定緊 していえば、第一に木材を低価格で大量に供給させることであり、そのための生産構造の整備を直接的な目標と (基盤整備と生産の「合理化」)が展開されていたが、 林

基本的な政策志向 代における私的造林の減退と公的造林の前進をふまえつつ、その意義を「高度成長」下の農林関係予算における 階の「家族経営的林業」をすら対象とせず、その目標を森林組合の育成に限定しているとすれば、 七〇年一三%)であり、そして前者が後に詳述するように、その政策対象として零細林家は勿論のこと「答申」段 事業費の増大(六五年の三%から七○年の八%へ)と造林事業費(=造林補助金)の激減(六○年二四%、 て、後者は一六六、三六二と相対的に縮減されている。そして林業関係予算の内容変化の特徴は、 そのうちの林業関係予算の六一年を一○○とした六五年、七○年の指数をみると、前者の一八○、三九八に対し 推進し、農林漁業・中小企業に対しては"安上り"を要求してきたが、事実、林業についても、一般会計予算と 化学工業化のための生産基盤整備を中心に公共投資・地域開発・防衛・海外協力等への国家予算の重点的配分を 材増産にともなう財政支出の膨張阻止と支出の重点主義に示されていた。「高度成長」政策は終始一貫して、 「安上り林政」つまり財政支出の「合理化・効率化」がそのねらいであり、この点は何よりもまず木 (補助金政策から構造政策への転換、 あるいは 「補助金から融資へ」の転換)の中で把握すべきであろ(14) 後者は六〇年 林業構造改善 六五年一七%

5

立命館経済学(第二十二巻・第五・六合併号)

本法(六三年)、そして林業基本法(六四年)として実現した。(ほ) る主婦を含む中高年齢者の「活用」にいたる諸施策として実施され、他方では農業基本法(六一年)、中小企業基 ンター」(六四年)の設置等による軽工業からの過剰人口の創出・再配置から、「失対打切り」法案(七一年)によ ていた。そしてこれら「労働力流動化」政策はその後、一方では職業安定法・失対法改定(六三年)、「労働市場セ かつ大量の労働力と結びつけることによって実現したが、すでに「所得倍増計画」は「労働力不足化」を予想し、 工業を基軸とし、対米従属的技術革新にもとづく巨大な設備投資の展開を農林漁業・中小企業から析出した低廉 - 労働力の産業間移動の促進と低所得層の解消」および「農林漁業の近代化」、「中小企業の近代化」をうちだし 重化学工業化のための低賃金労働力の大量供給であろう。周知のように戦後日本の高度蓄積は重化学

経営基盤の充実・生産基盤の整備・資本装備の高度化等を行なうものである(第二次林構事業では一地域平均事業費 (負担割合は、おおむね国庫補助五割、府県一<二割、市町村一<二割、自己負担約二割)、 構事業が一○年間に一○○○地域を事業対象とする計画で発足している)。 に全国九八六市町村(追加事業二三〇市町村を含む)で実施され、 現に実施中である(さらに、七二年度から第二次林 その直接的目標を主として民有林業の「構造改善」においていた。林業構造改善事業は、こうして六五~七三年 にある。というのは、 億八〇〇〇万円、事業期間は四ヵ年)。 六○年代後半以降の基本法林政は、右のようなねらいの下にうちだされた国内林政の主軸をなすものであり、 生産基盤の整備すなわち林道の開設費が事業費総額の六割を占め、集材機・チェンソー しかし問題は、 事業費の絶対額の問題は別として、何よりも事業費の構成 その内容は一地域当り事業費七〇〇〇万円 指定後三年間で地域内林業の

刈払機など森林組合を事業主体とする資本装備高度化の事業費が二割五分であり、これに対して入会林野の近代

化・分収造林の促進・林地の集団化・国有林野の活用など個別経営の"経営基盤の充実』にかかわる事業費の割

合がわずか二%前後にすぎないからである。

層)を「切り捨て」る「一割林政」に他ならなかったが、しかし一面では、大林野所有を〝批判〟しつつ「家族 らくも「小規模林業経営の規模の拡大」として維持された。 て「林業基本法」においても、この政策理念は大山林所有者層のまき返しによって大きく後退したとはいえ、 経営的林業」を提唱するかぎり、改革後農政の基調であった自作農主義に未だ立脚していたといってよい。 タール)の育成を目標とするかぎり、その基本的性格は 二七〇万農林家の九割をこえる零細層(五ヘクタール以下 合理的な家族経営的林業」の育成においていた。 労働の結合の不適正、 林とも「現有資源の積極的な開発利用と伐採の促進をはかる」としつつ、基本問題の所以を「土地所有と資本と かえりみて六○年の農林漁業基本問題調査会の答申「林業の基本問題と基本対策」にあっては、 大林野所有の 不均等と、その結果としての生産性の低さ及び所得分配構造の跛行性」という構造的特質 「財産保持的ないし地代収得的性格」を"批判』しつつ、構造政策の目標を「農家による このように、 答申が 「家族経営的林業」(林地規模五~二〇へク 国有林・民有

管理を基軸として林業生産を「合理化」し、林業構造を再編しようとする国家独占資本主義の政策志向に他なら というより既存の私的林業経営体にかわって生産事業体としての森林組合を上から政策的に育成し、 拡大」という基本法の本来的目標の放棄であり、 しかし基本法林政の実施段階においては、さきにみたように林道開発を基盤として、 「森林組合等による森林の施業」が大きく前進する。ここにみられるのは、 「家族経営的林業」の広範な解体を背景に、これにかわって、 「小規模林業経営の規模の 資本装備を森林組 その掌握 合 に集

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造

ない。

て巨大な規模で蓄積されてきた「社会資本」の最末端を形成している)の展開は、 に他ならず、その過程における林道の開発整備(それは「高度成長」政策の下で、港湾・工業用地・道路をはじめとし 産者の伐出事業を吸収しつつ、その「協業」を通じて独自の生産資本として発展させる、ということになろう。 解し流動化する小規模・零細林家の労働力を「労務班」に組織させ、大・中山林所有者の造林事業と中小素材生 したがって土地を流動化しつつ、一部の労働力を森林組合に再組織し、 の経営を「家族経営」分解の経済的必然性に委ね、白小規模・零細林家(二〇ヘクタール以下)にはその労働力を、 任意に利用させ、 ともに、労働力を自ら雇用し常用化する必要なく、事業を森林組合に委託することによって零細農民の労働力を の中規模山林所有者(五〇~一〇〇ヘクタール)には 林道開設にもとづく 立木価格・地代の上昇効果を集中すると ここにみられるのは、 林業構造改善事業の諸階級に対する影響を端的にいえば、 の展開と合わせて、森林と山村に対する国家的集中管理の領域を一層拡大する。 □大部分の中規模林家(二○~五○ヘクタール)には右の効果を相対的にわずかしか与えず、そ 「土地所有と資本と労働の結合」の明確な分解・流動化とその国家独占資本主義的再編成 | → | 大山林所有者(一○○ヘクタール以上)および一部 四森林組合には資本装備を集中して、 他方における公的造林(公団・公社造

事業(七○年)、林業労働者通年就労促進対策・林業労働力流動化対策(七○年)等として展開した。第二は、この なく森林組合を基盤とする林業生産構造の再編成=構造政策であり、 合併助成法(六三年)をさきがけとし、 基本法林政は六○年代後半以降、つぎの三つの側面において具体的施策として展開した。第一は、いらまでも 林業構造改善事業(六四年)を中心に、団地造林事業(六七年)、里山再開発 林業協業促進対策事業(六二年)、森林組合

基盤整備策であり、 業(七一年)等として実施された。第三は、主として林業・農業が行なわれるべき山村の生産・生活基盤に対する 構造政策を補完する施策であり、 入会林野近代化法(六六年)、国有林野活用法 (六五年)、過疎地域対策緊急措置 (七一年)、 内陸製材業振興対策事

法 (七○年) 等が実施されてきた。 道路・農道・林道など産業基盤の整備を中心に山村振興法

林政」 業・森林・山村に対する管理・支配を促進し、 産の「協業」化を推進し、 賃労働者化する農民の労働力を森林組合の下に再組織し、それによって大・中山林所有者の森林を中心に林業生 農民層分解、 せつつ「社会資本」の最末端を担う林道・山村道路を一層奥地まで延長し、それによって資本の山村農民掌握と 基本法林政は、こうして六〇年代中葉以降「高度成長」政策の一環としてその内実を展開し、 中小農民の広範な落層・分解と林業生産の停滞、 による低材価・大量供給と山村労働力さらに土地の流動化-都市への流出を一層促進し、 小規模・零細林家、農民の零細土地所有を流動化しつつ総じて国家独占資本主義の林 他方、森林組合に資本・資本装備を集中し、 もって「高度成長」 山村の「過疎」化の中で大・中山林所有者の利益を優先さ 政策の林業・山村に対する要請 ーに応えてきた。 それを槓杆として分解し、 小規模・零細林

(3) 森林組合事業の展開と「労務班」の形成

Ŧī. 六〇年)の実施を皮切りに林業生産における新たな 生産事業体として台頭し、 一カ年計画」、 五一年改正森林法によって再出発した戦後森林組合は、 「協業体制確立運動」 の展開を通じて大きく発展した。この過程における組合事業展開の特徴は、 全森連の指導の下 「森林組合振興三カ年計 基本法林政下「森林組合拡充強化 画」(五八~

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造(奥地)

五九 (七一五)

当初の造林補助金取扱・苗木などの購買・木材の販売事業から林産・加工事業へ、さらに森林造成事業へと林業 る。その事業量は七一年現在、公有林・国有林からの受託も含めて、新植七・六万ヘクタール、保育三五万ヘク しての森林造成事業は六○年代初頭以降大きく発展し、いまや林産事業とともに森林組合の基幹事業となってい タール、その新植事業量は民有林総造林面積二五・六万へクタールの三○%にたっしている。 の流通過程から全生産過程の掌握へと展開してきたことであり、ことに林業の基本的生産過程を把握するものと

欲を失い、また山村の過疎化の中で戦前来の低賃金労務組織を失って 地主化(長伐期化と造林放棄)しつつある大 開してきたからに他ならない。基本法林政が「小規模林業経営の規模の拡大」という本来あるべき政策目標を放 両者の「協業」体制を推進しつつ、"国民経済的要請』である"安上り』の林業生産をその全国組織をあげて展 能=経営機能を吸収・包摂することによってこれを地主化し、また、たんなる資本所有者に転化することを必然 は、たんに山村農民の労働力を土地から分離し賃労働者化するだけではなく、大・中山林所有者からその資本機 棄して、その施策を森林組合に集中してきた所以はまさにこの点にある。そして森林組合事業の右のような発展 に、分解しつつある山村農民の中高年労働力を新たな低賃金労働組織である「労務班」に調達・再組織し、この 中山林所有者から事業を受託し、他方では薪炭生産や国有林野事業から排出されてくる "過剰労働力"を中心 森林組合の生産事業がこのように発展してきたのは、一方では外材体制下、木材市場条件の悪化の中で造林意 森林組合における長期経営受託の形成(七一年現在の契約面積六・三万ヘクタール)は、その方向を示唆す

全森連・県森連の系統の下、 ほぼ市町村を単位として組織されている単位森林組合(施設組合)はその数二四六

格もそなえている。 る全構造的再編成とその集中的管理・支配に最も適合しているということ、 模で組織し、 た"私的林業資本の集積・集中と国家的公的資本の結合体"として、林業・山村における生産と流通を全国的規 の販売や林業用資材・資金の取扱機関として林業関連独占資本による林業・山村諸階層収奪のパイプとしての性 って育成されたものであり、また本来、国家独占資本主義の民有林「行政代行機関」であり、 組合員数約一八〇万人— 管理し、 しかし、 計画化しうる唯一の組織体となっており、その故に国家独占資本主義の林業・山村に対す 現段階の森林組合は、民有林における最大の生産事業体として、全国的に組織され 現段階の森林組合は、 いうまでもなく基本法林政の担い手として政策的助成によ 現段階の森林組合の基本的特質はこ また一面では木材

社のそれとならんでわが国林業労働の三大組織の一つとなっている。そして、この労務班の形成と展開こそは六 施設組合二四六三の六一%がこれを組織しており、班員数は約六万三千人、その組織は国有林、 ○年代における森林組合発展の最も重要な側面であり、現段階の農協・漁協とは異なる森林組合の最大の特徴を 森林組合の生産事業体としての右のような発展をささえ担ってきたもの、 それは「森林組合労務班」 民間大手林業会 であり、

の点にあるといわねばならない。

森林組合労務班は、 各単位森組が地域内の自らの組合員をはじめとする山林所有者から委託を受けて森林造成

なすものである。

班の発展を 林業における きは森林組合に雇用されている労務班員自身もまた森組の組合員であることであり、森林組合事業の発展、 林産事業などを行なうために地域の労働力を専属的に雇用して組織した作業集団である。 「協業」の発展と一般に理解される 所以もこの点にある。 しかし、 この場合、 林業における 注目すべ 労務

一六一 (七一七)

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造(奥地)

業」の実体は現段階では、森林組合が組合員の八割にもおよぶ零細林家や没落しつつある小規模林家層の労働力 組合員の五%にも満たない大・中山林所有者や不在地主の事業をそれらにかわって行なうというこ

とに他ならず、農業における集団栽培など小生産者の「協業」とはその性格を異にする。

林労働者の約半分の水準にすぎない。森林組合が私有林のみでなく国有林や公団・公社造林の事業下請機関とし 保障は皆無に等しく、 森林組合労務班員の労働者としての現状は、未だ就労の季節性をまぬかれず、失業保険・健康保険などの社会 賃金条件を含めてその労働条件はわが国労働者階級の中で劣位の条件におかれている国有

て発展しつつある基本的要因はまさにこの点にある。

策の末端領域に位置する森林組合労務班の現状を把握する上で一つの示唆を与えるものである。(ほ)) く案出されたものが林業報国隊に他ならない。このことは「高度成長」期、 産業』ではなく、 員計画下の労務報国会の末端につながる林業報国隊にもとめられる。当時も林業は労務動員計画における〃重点 森林組合労務班は、六〇年代を通じて政策的に育成されたものであるが、その前史は第二次大戦期、 それだけに労務不足は深刻であったが、その中で木材供出を完遂し「林業翼賛」を推進するべ 国家独占資本主義の労働力流動化政 国家総動

- $\widehat{1}$ 五〇七頁。 森井淳吉 「山村における経済変貌と農民層分解」 (井野・暉峻・重富編 『国家独占資本主義と農業・下巻』所収)
- 12 例えば池上惇『日本の国家独占資本主義-|安保体制の経済的基礎――』(一九六八年) 第四章を参照
- (13) 前掲書(注(11)) 五一五頁
- 14 例えば、 今村奈良臣「基本法農政の財政金融政策」(阪本楠彦編集『基本法農政の展開』第一部Ⅲ)を参照。
- 15 加藤佑治「『新経済社会発展計画』と労働力政策の現段階」(『経済』七一年八月)を参照

 $\widehat{16}$ ジウム「日本林業と森林組合問題」特集号)参照。 拙稿「森林組合労務班の現状と当面する諸問題」(『林業経済』 No. 三〇一号——一九七三年林業経済研究会シンポ

四 七〇年代林業・山村問題の基本構造――むすび

合開発法案が登場し、山村の土地・森林・水・空気、つまり山村の自然があらためて脚光をあびている。 困を蓄積しつつ、さまざまな矛盾の激発の中で明白に破綻した今日、 「国民所得倍増計画」にはじまる六○年代「高度成長」政策が都市には過密と公害を、 『日本列島改造論』の具体化として国土総 他方山村には過疎と貧

でに周知のところである。 入れているが、 おき「国民の活動の基礎をなす国土の総合的な開発の方向を示すもの」として、すでに森林と山村をその射程に が激発する中で「新全国総合開発計画」(六九年)が策定される。この計画は八五年の日本をフレイム・ワークに 地・漁場・水が流動化されてきた。そして六〇年代後半以降、 戦後最初の受難をこうむった。これに対して六○年代「高度成長」期は、(β) ト地帯を中心に臨海コンビナートなど重化学工業化のための「拠点開発」、「地域開発」が推進され開発地域の農 ○年代における開発方式の特徴は電源開発・多目的ダムの建設など河川開発が主流であり、これによって山村は 戦後日本の高度蓄積は社会資本投資による産業基盤と生活基盤の不断の再編成を槓杆として推進されたが、 これをひきついで『改造論』が「過密と過疎の同時解決」を図るものとして登場したことは、す 山村における過疎の対極として公害など都市問題 既成の四大工業地域を結ぶ太平洋ベル 五.

このような中で七一年に、 戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造(奥地 「新しい山村対策を 求めて」(山村振興対策審議会調査研究部会)と「二一世紀グリー

の路線に立つその内容は、国総法下七〇年代の林業と山村を大きく規定すべきものを含んでいる。 ン・プランへの構え――新しい森林政策確立への提言――」(経済同友会)が相ついで出されたが、ともに新全総

づけ、 これを全面的に再開発し 再編成しようとする 独占資本の新たな方向づけにある。 保全地域・自然公園地域に包括される)、 両者に共通する特徴点の第一は、森林・山村を社会資本の一環として位置 再開発し、 利用をはかる必要がある」と「対策」をうちだしている。ここにみられるのは、六〇年代のように森林・山村を 村の役割はこれからもますます重要であるが、そのためには、森林、土地、 から蓄積を重視する『ストック重視主義』への政策理念の転換」を宣言し、「よりよい森林をつくることを目指 成は社会資本充実の一環」であるとして「従来の森林政策の理念である木材採取を主とする"フロー重視主義* レクリェ の防止、 たんに木材の供給基盤として把握するだけではなく、 して森林を伐ること、が最良の方途」であると「提言」し、そして前者は「水資源のかん養、 このうち前者は山村を対象とし、 都市気温の調節……など自然の環境資源」、「生活用水、 I ション基盤など、要するに山村の全資源を"超高度成長』に不可欠の新たな蓄積基盤として全面的に 「山村地域の経済社会構造を抜本的に再編成」し、これを全面的に掌握・管理しようとする独占資本 後者は森林に焦点をおいているが(これらはともに、国総法案の森林地域・自然 「高密度社会の形成」にともなう「大気や水の浄化、 工業・電力用水など……水源の涵養」、 水などの開発により国土資源の有効 まず後者は 国土保全という山 「森林の造 観光・ 騒音

食糧基地・大規模観光基地などの全国土的配置と、これらを結ぶ大規模港湾・新幹線・高速自動車道路網・マイ 七〇年代巨大開発——巨大コンビナート・巨大工業基地・中枢管理機能を集中した巨大都市・大規模

の新たな政策志向に他ならない。

地域の らすだけでなく、山村の自治体行財政、山村住民の環境・居住地・文化・福祉・教育など、およそ山村住民の全 るが、ともあれ七○年代の大規模森林圏開発と山村地域の種別化は、六○年代以上に森林の大規模な破壊をもた の水系を計画の単位とするがごとき、 より 広域的観点からの 森林計画の策定」が 必要であるとし、 クロウエ は発足し、北上山地・中国山地・四国西南山地では七三年度から大規模な林道開発を中心に事業が開始されてい 全型に「種別化」している。 すでにその一環として「大規模林業圏開発」計画(全国七山地、 「山村、 「種別化」である。 この点、「提言」は「都道府県単位で策定されている森林計画を改め、たとえば一つ(w) 都市一体的開発」の下で山村を近郊型・農業主体型・林業主体型・農林漁混合型・国民休養主体型・保 ーブ網など大型交通・通信ネットワークの全国土的開発と敷設——に対応した大規模森林圏開発と山 一七 道県におよぶ) 「対策」は

生活に対する資本の収奪・再編成と国家独占資本主義的支配およびその集中的管理を必然化するであろう。

体化され、すでに国有林では広範な森林施業の"粗放化"と大規模な機構縮小(一四営林局・三五〇営林署を七営林 の改善について」(七二年)と国総法案の関連法案である「森林法及び森林組合合併助成法改正案」(七三年)に具 社」より「より民営に近い「公法人」形態」への移行)とへの行政と 経営の分離が、 有林については、 森林施業受託体の確立」と「森林組合の抜本的な改組・強化など経営組織化対策」が「提言」されている。 「対策」は民有林について、「森林組合への施業ないし経営委託」と「公的機関等による分収造林の推進」、 第三は、右の過程で行なわれるべき林業・山村に対する国家独占資本主義の新たな「合理化」である。まず国 「労働力の組織化、 現行組織の「行政体」=「森林庁」と「事業経営体」=民営化(六五年の中央森林審議会答申の「公 広域的雇用調整」をうちだしている。 これらはその後、 そして 民有林については 林政審議会答申 「国有林野事業 「広域 およ また

戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造(奥地

立命館経済学(第二十二巻・第五・六合併号)

局・八〇営林署に)・請負強化による事業所統廃合、 大規模な人員整理(定員内職員を含めて約二分の一に)などが一

○ヵ年計画で実施の途についており、 森林組合の大型合併もすでに全国各地で先行している(施設組合約二、五〇

○を最終的にはほぼ三○○組合に統合するといわれている)。

このような中で第四に、零細土地の流動化が、山村農民からの全面的な土地収奪が本格化しようとしている。

すでに六○年代後半から私鉄・商社・不動産・観光などおよそありとあらゆる資本が山村に殺到しているが、こ(≧) の中で「提言」は「森林破壊現象」の一つとして「畜産振興という名の……徒な森林原野の牧草地化」をあげる 一方、「民有林の零細性の克服を軸とし、それぞれの財産形成を尊重しながら所有と経営の分離を促進することが

る。 が、これが一段階を画したいま総じて「公共性」の名の下に、これら農民の零細土地に対する私的・公的・国家 模の零細性、労働力の流出等に対処して経営構造の改善をはかるため、森林組合への施業ないし経営委託」など され、さらにいま大規模に開発されつつある大小・各種の道路=膨大な社会資本の蓄積は、土地流動化のための から、さらに「転出等に伴って不要化した土地に対し、市町村等公共機関による先行取得」の必要を主張してい 基本」とし、さらに「森林の造成に係る代執行、買取り請求権の付与」を主張している。また「対策」も「経営規 六○年代を通じて独占資本は、労働力流動化政策によって山村農民の労働力を土地経営から流動化してきた つまり全面的な土地流動化政策を開始しているのである。六○年代を通じて山村深く張りめぐら

化政策へと大きく旋回しつつあるが、このような政策の展開は必然的に零細農民を中心とし、小規模林家層さら こらして国家独占資本主義の林業・山村政策は、六○年代の木材と労働力の流動化政策から土地と自然の流動

槓杆であり、また新たな経営のための基盤に他ならない。

七〇年代の林業・山村問題は、土地問題と労働問題をめぐって、独占資本・国家独占資本主義と圧倒的多数の山 合を基軸として労資の対抗関係が一層激化していく中で、再び土地問題が大きく前面に登場する。しかしそれは、 ように地域的かつ分散的なものにとどまらず、全国的な規模で広範な山村農民層をまきこむであろう。こうして 七○年代林業・山村の再編成が全構造的であるだけに、五○年代中葉までの地主と薪炭生産農民との対抗関係の 面で資本と賃労働の対抗関係が基軸となって大きく展開した。そして七○年代においては、国有林経営と森林組 には中規模林家層をも含む圧倒的多数の山村農民との矛盾・対抗関係を発展させざるをえない。 「合理化」体制が展開された六○年代においては、それは土地問題をつねに底流としつつ、林業・山村の各部 林業・山村問題は未だ土地問題をめぐる地主対農民の対抗関係を基軸として展開していた。 戦後五○年代前 木材増伐

17 開発時期は六〇年代中葉でややずれるが、例えば山岸清隆 「過疎問題とダム建設――福井県大野郡和泉村の例より

―」上・下(『林業経済』 No. 二八○・二八一)を参照.

村勤労農民との全構造的な対抗関係として展開するのである。

- 18 座・現代日本資本主義・2経済』所収)を参照 池上惇「戦後日本国家独占資本主義の資本蓄積機構-「公共投資」の展開を中心として――」(岡倉他編集
- 19 例えば、橋本玲子「さいきん山村でおこっていること――日本国独資の強蓄積行程との関連において――」(『林業
- おける土地問題の一環として――」(『林業経済』 No. 二七九)が一つの概観を与えている。(2) この問題に関わる農民的土地所有・利用の現状については、野口俊邦「農民的林野所有・利用の現段階 一今日に
- のである 村問題」(『国土問題』No.八<七三年三月>所収)を一つの骨子として、表記の課題の下に新たな展開を試みたも 本稿は、国土問題研究会のシンポジウム「日本列島改造論と今日の過疎問題」における拙論「過疎下の林業・山